

福岡県医療勤務環境 DX 支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県医療勤務環境 DX 支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、ICT 機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象となる医療機関は、福岡県内に所在する病院であって、令和8年2月13日医政発 0213 第22号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たし、「業務効率化計画」等を踏まえ、厚生労働大臣が選定した病院とする。

2 前項の規定にかかわらず、この補助事業により補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める対象経費の実支出額に第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比

較して少ない方の額を交付額とする。

- 2 前項の算定に用いる対象経費及び総事業費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を申請しようとする者は、知事が別に定める期限までに、交付申請書(様式第1号、様式第1号別紙1、様式第1号別紙2)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、変更交付申請書(様式第2号、様式第2号別紙1、様式第2号別紙2)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、第5条及び前条の規定により補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、この補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事

業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第 20 条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(7) 厚生労働大臣が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(8) 実施要綱に定めるところにより、知事を通じて厚生労働大臣に業務効率化計画に関する報告書を提出し、その評価を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 この補助金の実績報告は、事業完了後 1 カ月以内又は別に知事が定める期日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 3 号、様式第 3 号別紙 1、様式第 3 号別紙 2）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第 4 条により算定した額と交付決定額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の概算払)

第 11 条 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 4 号）により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。

- (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
 - (6) 第3条第2項に規定するものに該当することが明らかになったとき。
 - (7) 第8条第1項第8号で規定する当該評価において、成果が認められなかったとき。ただし、災害の発生等、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定は、第10条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を既に行っているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 返還期限

(状況報告)

- 第14条 補助事業者は、事業の遂行又は支出状況について、知事が要求したときは、速やかに報告しなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱で定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年8月20日から施行し、令和8年度の補助金について適用する。

別表 （第 4 条関係）

1 対象経費	2 補助率	3 基準額
実施要綱に定める業務効率化 に必要な次に掲げる経費 備品費 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費	5 分の 4	1 病院当たり 80,000 千円